

受附

萬

號

17.9.5.

役場付

# 鳥取縣公報

## 目次抄錄

○告示

- 縣會議員補闕選舉 ..... 一頁
- 軍用保護馬檢定検査 ..... 一頁
- 寺院規則制定 ..... 一頁
- 教會規則制定 ..... 一頁
- 市町村負債整理委員會廢止 ..... 一頁
- 動力紡織業免許證下付 ..... 一頁
- 家畜賣買交換禁止區域指定 ..... 一頁
- 副鹽糸配給統制規則第二條第一號ニ依ル指定 ..... 七頁
- 縣會議員補闕選舉運動費用 ..... 七頁
- 同選舉長指定 ..... 七頁

## ○彙報

- 九月の大詔奉戴日 ..... 八頁
- 戰爭保險に就て ..... 九頁
- 眼を護れ！九月十八日は眼の記念日 ..... 一〇頁
- 其の他 ..... 一頁

本體ハ大キサヘ國定規格A5判

昭和十七年九月四日

第千三百六十五號

告示

鳥取縣知事 土肥米之

### ◆鳥取縣告示第五百七十九號

縣會議員永井貞錄死亡ニ付補闕選舉ヲ行フ其ノ選舉ヲ行フベキ選

舉區投票ヲ行フベキ日時選舉スベキ議員ノ員數左ノ如シ

昭和十七年九月四日

一 選舉ヲ行フベキ選舉區 西伯郡選舉區

一 投票ヲ行フベキ日時 昭和十七年九月二十五日自午前七時  
至午後六時

一 選舉スベキ議員ノ員數 一人

人

### ◆鳥取縣告示第五百八十號

軍馬資源保護法施行規則第七條乃至第十八條ニ依ル昭和十七年軍用保護馬ノ検定、検査期日、場所及區域左ノ通定メラル

鳥取縣知事 土肥米之

昭和十七年九月四日

鳥取縣公報

毎週金曜日發行

(休日ニ當ル)

昭和十七年九月四日

(昭和四年四月十五日)

一

昭和十七年軍用保護馬檢定實施日割表

検査期日	都市區	検定區域	検査定場
九月十六日	岩美郡	富町、東村、岩井町、蒲生村、浦家畜市場	大岩村、本庄村、小田村、浦富町、千代河原
同二十日	岩美郡	倉田村、宇倍野村、面影村、大茅津井村、米里村、成器村、大氣高郡	神戸村、大和村、美穂村、大正村、湖山村、船岡村、大郷村、東郷村、吉岡村、大郷村、散岐村、明治村、豊賀村、松保村、千代水村、未恒村、賀茂村、國中村、上村、西郷村、伊村、英國村、八村、東郷村、吉岡村、大郷村、八東村、丹比村、若櫻町、安部村、池田村、私都村、中私都村、下私都村、上私都村、伊村、國中村、上村、西郷村、河治村、社村、智頭町、若櫻町、山郷村佐原町、大御門村、竹田村、倉吉村、花見村、小鴨村、矢送村、南谷村、旭村鹿村、三徳村、三朝村、小鴨村、山上
同二十一日	八頭郡	河原町	河原町、袋河原
同二十二日	東伯郡	西郷村、日下村、長瀬村、淺津村、橋津村、宇野村、泊村舍人村、東郷村、花見村、小鴨村、竹田村、倉吉町、旭村、矢送村、南谷村、旭村鹿村、三徳村、三朝村、小鴨村、山上	河原町、袋河原
同二十三日	東伯郡	倉吉町	河原町、袋河原
同二十四日	東伯郡	日野郡	日野郡、日野町、日野村、黒坂町、大宮村、阿鬼緑村、日野上村、米澤村、根雨町、神奈川村、江尾村、多宮村、石見村、日野上村、江尾村
同二十五日	西伯郡	日野郡	日野郡、日野町、日野村、黒坂町、大宮村、阿鬼緑村、日野上村、米澤村、根雨町、神奈川村、江尾村、多宮村、石見村、日野上村、江尾村
同二十六日	西伯郡	米子市	米子市、千石村、春日村、大幡村、幡鄉村、手間村、賀田村、東長田村、上長田村、賀田村、赤塙町、吉津村、宇田村、逢坂村、光德村、御來屋町、誠村、上郷村、古布庄村、八橋安田村、赤塙町、吉津村、宇田村、逢坂村、光德村、御來屋町、誠村、上郷村、古布庄村、八橋、浦安町、家畜市場
同二十七日	西伯郡	米子市	米子市、千石村、春日村、大幡村、幡鄉村、手間村、賀田村、東長田村、上長田村、賀田村、赤塙町、吉津村、宇田村、逢坂村、光德村、御來屋町、誠村、上郷村、古布庄村、八橋安田村、赤塙町、吉津村、宇田村、逢坂村、光德村、御來屋町、誠村、上郷村、古布庄村、八橋、浦安町、家畜市場
同二十八日	日野郡	日野郡	日野郡、日野町、日野村、黒坂町、大宮村、阿鬼緑村、日野上村、江尾村、多宮村、石見村、日野上村、江尾村
同二十九日	日野郡	日野郡	日野郡、日野町、日野村、黒坂町、大宮村、阿鬼緑村、日野上村、江尾村、多宮村、石見村、日野上村、江尾村
同三十日	整 理 日	備 考	検定検査開始時刻ハ特ニ通告ナキ限り午前八時ヨリ、午後ハ一時ヨリトス

◆鳥取縣告示第五百八十一號

宗教團體法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十日寺院規則ヲ認可セリ

昭和十七年九月四日

寺院名稱	所 在 地	土 肥 米 之	所屬宗派
蓮華寺	同	勝部村大字紙屋百八十四番地	彌勒寺
長谷寺	同	日置村大字早牛二百八十二番地	蓮華寺
智積寺	同	古布庄村大字別宮四百七十二番地	轉法輪寺
大日寺	同	高城村大字櫻三百五十四番地	大光寺
妙玄寺	同	旭村大字下谷百九十二番地	觀音寺
長昌寺	同	日野郡禪口町大字金屋谷九百八十四番地	觀音寺
觀音院	同	古布庄村大字櫻三百五十四番地	東源寺
圓護寺	同	大山村大字坊領百三十一番地	常智院
觀音院	同	大山村大字坊領百三十一番地	圓護寺
摩尼寺	同	大山村大字坊領百三十一番地	圓護寺
淨國寺	同	大山村大字坊領百三十一番地	觀音院
勸學寺	同	大山村大字坊領百三十一番地	吉祥院
東源寺	同	大山村大字坊領百三十一番地	善光院
常智院	同	大山村大字坊領百三十一番地	觀照院
觀照院	同	大山村大字坊領百三十一番地	座光寺
成就院	同	大山村大字坊領百三十一番地	氣高郡大正村大字菖蒲五百三十六番地
	同	大岩村大字岩本三百五十三番地	神戸村大字岩坪六百七十一番地
	同	岩井町大字岩井四百七十八番地	大岩村大字岩本三百五十三番地
	同	小田村大字岩常六百五十五番地	大岩村大字岩本三百五十三番地
	同	龍山三百六十八番地	浦富町大字龍山三百六十八番地

◆鳥取縣告示第五百八十二號

宗教團體法第三十三條第二項ノ規定ニ依リ左記教會ニ對シ昭和十七年三月三十一日教會規則ヲ認可セリ

昭和十七年九月四日

教會名稱	所 在 地	土 肥 米 之	所屬宗派
眞言宗吉方教會	鳥取市吉方町二百四十八番地	島坂教會	眞言宗吉方教會
眞言宗修道會	立川町二丁目百三十三番地	角盤町	眞言宗修道會
醍醐米子教會	米子市角盤町一丁目六十五番地	同	醍醐米子教會

眞言宗吉野教會 岩美郡成器村大字吉野三百九十四番地三 同

眞言宗土師教會 八頭郡智頭町大字穗見三百七十六番地 同

眞言宗藥師教會 同 山鄉村大字尾見七十番地 同

眞言宗觀音教會 同 同 大字中原百三十番地 同

眞言宗常盤教會 東伯郡倉吉町大字米田二百八番地 同

眞言宗花見眺江教會 同花見村大字門田三百三十七番地 同

眞言宗護國教會 同由良町大字由良宿千五百七十六番地 同

眞言宗福万教會 同同縣村大字福万四百二十番地 同

眞言宗修驗道 同 同 大字堺町二丁目 同

眞言宗和田教會 同 千九十八番地 同

眞言宗吉教會 同 三百二十四番地 同

眞言宗美好教會 同下鄉村大字美好六十二番地一 同

眞言宗妙立教會 同泊村大字園五百八十四番地一 同

眞言宗願滿教會 同山守村大字堀三千百四十八番地 同

眞言宗外江教會 同西伯郡外江村三千三百四十八番地 同

眞言宗福万教會 同同縣村大字福万四百二十番地 同

眞言宗修驗道 同 同 大字堺町二丁目 同

眞言宗和田教會 同 三百二十四番地五 同

眞言宗吉教會 同下鄉村大字堀三千百四十八番地 同

眞言宗福万教會 同東伯郡倉吉町大字新町三丁目 同

眞言宗修驗道 同 同 大字堺町二丁目 同

眞言宗和田教會 同 三百二十四番地五 同

眞言宗吉教會 同同社村大字横田八百七十九番地 同

眞言宗橫田教會 同下中山村大字田中九百五十四番地 同

眞言宗妙立教會 同西伯郡外江村二千五十二番地 同

眞言宗鳥取教會 同米子市吉方五百三十三番地 同

法華宗慈伯耆教會 同岩美郡浦富町大字浦富千七百五番地ノ二 同

法華宗浦富教會 同米子市角盤町二丁目三十八番地 同

眞宗本願寺派 同岩美郡網代村百九十九番地 同

眞宗本願寺派 同入頭郡若櫻町大字若櫻六百七十二番地 同

眞宗本願寺派 同西伯郡境町馬場崎町九十六番地 同

淨土宗高住教會 氣高郡松保村大字高住七百三十五番地 同

淨土宗三保教會 同青谷町大字夏泊二千六十六番地次一同

淨土宗三保教會 東伯郡下鄉村大字三保六百四十五番地 同

淨土宗三保教會 西伯郡御來屋町三百三十九番地 同

淨土宗三保教會 同同

鳥取縣公報

第千三百六十五號

昭和十七年九月四日

(第三種郵便物認可)

五

教會ノ名稱 所在地 所屬教派

神道大教金刀比羅崇 東伯郡大誠村大字瀬戸 三百五十二番地 神道大教

神習教米子支教會 米子市加茂町一丁目三番地 神習教

神理教社支教會 東伯郡社村大字國府 三百九十五番地 神理教

神道大教番田稻荷小教會 同北谷村大字三江三音一番地 神道大教

神道大教第三十三條第二項ノ規定ニ依リ左記教會ニ對シ昭和十七年三月三十一日教會規則ヲ認可セリ

◆鳥取縣告示第五百八十四號

宗教國體法第三十三條第二項ノ規定ニ依リ左記教會ニ對シ昭和十七年三月三十一日教會規則ヲ認可セリ

昭和十七年九月四日 鳥取縣知事 土肥米之

教會ノ名稱 所在地 所屬教派

日蓮宗最上教會 鳥取市栗谷町三十五番地 日蓮宗

日蓮宗行德教會 同 行德六十五番地ノ二 同

日蓮宗浦富教會 岩美郡浦富町大字浦富三千一百一十五番地ノ二 同

日蓮宗用瀬教會 八頭郡用瀬町大字用瀬千三十八番地一 同

日蓮宗妙法教會 同 賀茂村大字福本二百八番地 同

日蓮宗妻波教會 東伯郡由良町大字妻波千三百七番地 同

日蓮宗迎接教會 同夜見村二千六百六番地 同

青天台宗修驗道 箕高郡青谷町大字青谷三千百二十一番地 天台宗

天台宗修驗道 東伯郡松崎村六百四十九番地 松崎教會

因伯中央教會 同 泊村大字泊千四百六十四番地 同

曹洞宗耳教會 同 上小鴨村大字耳五百六十三番地 曹洞宗

曹洞宗和田教會 同 社村大字和田百二十九番地 同

芳心寺 鳥取市馬場町六番地 日蓮宗

本慈院 同 同 六番地續ノ三 同

完龍院 同 同 六番地續ノ四 同

◆鳥取縣告示第五百八十五號

宗教國體法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ左記寺院ニ對シ昭和十七年三月三十一日寺院規則ヲ認可セリ

昭和十七年九月四日 鳥取縣知事 土肥米之

寺院ノ名稱 所在地 所屬教派

鹿野町負債整理委員會ヲ廢止セリ

昭和十七年九月四日 鳥取縣知事 土肥米之

## ◆鳥取縣告示第五百八十七號

昭和十七年九月一日左記ノ者ニ對シ動力穀摺菜免許證下付セリ  
昭和十七年九月四日

免許證番號 住 所 氏名  
一、四一六 日野郡阿尾綠村大字下阿尾綠 丸山哲夫  
一、四一七 岩美郡米里村大字古郡百六拾五番地 西川隆  
一、四一八 西伯郡幡鄉村大字坂長八百四拾九番地 草原

前本籍 鳥取縣西伯郡外江村四三三番地  
新本籍 同縣同郡同村二五五一番地

前住所 同上  
新住所 同村二六一五番地  
前住所 同上  
新住所 同縣同郡同村二五五一番地

## ◆鳥取縣告示第五百八十八號

動力穀摺菜免許者中左ノ通商業届出アリタリ

昭和十七年九月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之  
免許證番號 住 所 氏名  
一、二六五 西伯郡幡鄉村大字坂長千七百拾七番地 小林榮

前本籍 鳥取縣西伯郡外江村四三三番地  
新本籍 同縣同郡同村二五五一番地

## ◆鳥取縣告示第五百八十九號

產婆登録名簿訂正者左ノ如シ

昭和十七年九月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之  
鳥取縣知事 土 肥 米 之  
本 編 島根縣能義郡飯篠村大字植田四九二番地ノ二  
住 所 東伯郡下北條村大字下神一八七番一地

## ◆鳥取縣告示第五百九十號

產婆名簿登録者左ノ如シ  
昭和十七年九月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之  
本 編 島根縣能義郡飯篠村大字植田四九二番地ノ二  
住 所 東伯郡下北條村大字下神一八七番一地  
昭和十七年八月十七日 第八七八二號 登錄 奈良井マツノ  
明治四十五年五月十三日生

## ◆鳥取縣告示第五百九十一號

東伯郡畜產組合ニ對シ倉吉常設家畜市場業務規程中由良、番田分場設置ノ件認可シタルニ依リ家畜市場法第七條ニ依ル賣買交換及禁止區域左ノ通指定ス

昭和十七年九月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之  
市場名 開 催 地 取扱 開催 禁止區域  
家畜 日

倉吉常設家畜 東伯郡由良町大字由良 牛馬 每月  
市場由良分場 宿宇達一〇六番地 羊豚 三日 東伯郡一圓  
倉吉常設家畜 同郡北谷村大字三江字 同 每月  
市場番田分場 番田一、二〇一番地 同 同

## ◆鳥取縣告示第五百九十二號

副糸絲配給統制規則第二條第一號ニ依リ左ノ通指定セリ

昭和十七年九月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之  
有限責任鳥取縣繩刷蠶絲商共同施設組合並ニシノ組合員

## ◆鳥取縣告示第五百九十三號

昭和十七年九月二十五日西伯郡ニ於テ執行ノ府縣制第八條ノ規定ニ依ル選舉ニ於ケル選舉委員ノ數選舉運動ノ費用スル勞務者ノ數及選舉運動ノ費用ノ額左ノ通トス

昭和十七年九月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

## ◆選舉告示第五百九十五號

昭和十七年九月執行縣會議員補闕選舉ニ付選舉長ノ爲ス告示ハ島根縣ニ於テ發行スル鳥取縣公報ニ登載ス但シ島取縣公報ニ登載スル暇ナキトキハ選舉會場ノ門戸ニ掲示ス

昭和十七年九月四日

縣會議員補闕選舉西伯郡選舉長

# 集 報

## 九月の大詔奉戴日

（振興課）

九月八日の大詔奉戴日は「承詔必謹」の精神にて徹底せしめるとともに、左記實踐事項に依つて之が實踐を期することとなつた。

### 一、大詔に關する講話

九月八日午前六時三十八分より十五分間「大詔に關する講話」を放送し、全國民をして「承詔必謹」の精神を更に徹せしめること。

### 二、實踐事項

#### 「國民貯蓄組合の強化擴充」

大詔奉戴日を「國民貯蓄組合大擴充の日」とし國民貯蓄組合の重要性を深く認識せしめると共に、その地域職域を通じての貯蓄組合網の完璧を期し、貯蓄第一線指導者の創意と全國民の協力により國民貯蓄の飛躍的増強に邁進する

1. 常會に於ける申合の實行  
前項の趣旨を徹底するため、部落會・町内會又は隣組、官公署・學校・工場・事務所等、商業組合・商業組合・工業組合、その他これに準ずる團体は夫々常會を開き、各々その貯蓄の現状に反省と検討を加へ、その實情に應じ左の如き事項の申合を行ひ、これが實踐に努めること

イ 未だ國民貯蓄組合が結成されない場合は速かに之が結成を圖ること

ロ 國民貯蓄組合に未加入者のある場合は、直ちにこれに加入をすゝめること

ハ 申合による貯蓄は實行してゐるが、國民貯蓄組合としては正式に届出の済まぬ場合は速にその届出をすること

ニ 貯蓄額が一般に低率な場合、または未だ餘力あるものに對してはこれが引上をすること

ホ 各國民貯蓄組合にありては帳簿整理、報告書の作製等組合事務の整備強化を行ふこと

ヘ 國民貯蓄組合の新たな貯蓄源をつくり出すため更に工夫をこらすこと

### 2 市町村に於ける實行

水 各國民貯蓄組合にありては帳簿整理、報告書の作製等組合事務の整備強化を行ふこと

ヘ 國民貯蓄組合の新たな貯蓄源をつくり出すため更に工夫をこらすこと

本運動を更に強力なる實踐に移すため、大政翼賛會市町村支部に於ては市町村當局及び關係金融機關と協力して左の方法を講ずること

- (1) 國民貯蓄組合の增强に關する勵獎狀の發送
- (2) 貯蓄實行委員等をして高額所得者への貯蓄の勵獎等

### 三、實踐事項に關する放送

大詔奉戴日の實踐事項特に「國民貯蓄組合法の解説」に關するラヂオ放送をなすこと

大陸隊を組織して進航の企圖をなしてゐたものであつたことを閲却してはならない。もとより我等は軍の威力に信頼して意を安んじてよいのではあるが、過る四月十八日の敵機來襲のやうなことは今後いくらもあるべきことを覺悟せねばならぬのである。  
從つて銃後の我々は今後益々防空の備へを嚴にすると共に、萬一空襲に因つて我々の財産が損害を蒙つた場合の用意についても平素から萬全を期して置かなければならぬのであるが、其の爲にはまづ我々の住宅・工場・商品などに戦争保險を付けて置くことが肝要である。これは銃後生活の安定といふ點からも、また產業の維持増進の點からも大切なことである。

然るにこの戰爭保險の制度については、なほ未だ一般公衆の間に徹底を缺ぎ、過般の敵機空襲の際の罹災者の大多數は普通火災保險契約に於ける戰争事故に關する不擔保の事實を知らないばかりか、この戰爭保險制度の存在をも知らぬ者が多かつたのであつて、今後再び非常事態に遭遇した場合、戰爭災害保護法に依る救濟ばかりではとても國民生活の安定を確保することは至難であつて、延いては聖戰遂行に於ても遺憾なきを得ぬわけである。  
戰爭保險といふのは戰爭保險臨時措置法によるものであつて、政府が火災保險會社に契約の引受や保險金の支拂などの仕事をさせ、保險會社に損失を生じた場合はその全部を政府が補償し、利

益があつた時は之を政府に納めさせることになつて居り、いはゞ國營に等しい保険であつて、保険料は今のところ住宅・家財・工場・商品などは保険期間六ヶ月に對し保険金額千圓につき三圓の割合であつて、建物の種類・構造・地域などによる區別はない。戦争保険の申込は、現在火災保険をつけてあるものは其の保險會社に申込まれたい。火災保険をつけてないものは最寄のどの保險會社にでも申込めばよいのである。申込書は保險會社に用意してある。

なほ戦争保険の申込方法や、制度の内容等の詳細については最寄りの火災保険會社の營業所又は代理店に於て尋ねられたい。

## 眼を護れ

九月十八日は眼の記念日！

眼病常識を養ひ視力を保て

(衛生課)

九月十八日は眼の記念日として、かつて明治天皇が北陸行幸の時、國民に眼疾の多いのを御覽遊ばされて有難い恩命を賜つた聖

### ◎眼が赤いもの

△慢性結膜炎・眼瞼縁炎　は眼の縁が赤くなるものであつて、ひどくなるとまづげが抜け、縁がたれ、しまひには眼瞼外反といつて「赤んべい」のやうになる。初期ならば暗黒水の點眼でも治るが、ひどになると眼科醫でもなかゝ急には治しきれぬものである。常に眼を清潔にすることが、これの豫防方法である。

△眼瞼結膜の充實　色々の微菌や、ごみ、煙、薬品などの刺戟で起る。

△膿胞性結膜炎　トラコーマによく似て、ブツブツが出来これと間違ふことがある。

△トラコーマ　(トラボーム) 初のうちは眼瞼の裏だけであるが、遙々結膜から角膜にまで進行し、目やにが出、視力が悪くなり、遂には失明にまで至る。我が國での失明の二十一パーセントはこのトラコーマによるものである。外國ではこの病氣は極めて少く、處によつてはこの患者を大切な研究材料として保護してゐる病院もある位である。これの豫防法は次の如くである。

一 手拭を共用しないこと

二 時々手を洗ふこと

三 每朝清水で洗眼すること

四 家族内にトラコーマがあれば洗面器も別にすること

五 早く治療すること

六 かゝつたら毎日でなくてよいから、一週一度でも一月三回でもよい油断せぬやう持久戦で治療すること

△めぼし　(ブリクテノ) 子供がトラコーマでなくて眼のたま

が赤くなり、まばゆがつて眼を固く閉ぢるのは多くはこれである体質の弱い結核質の子供に多いから、体質改善に努力することが大切である。但し海岸に連れて行つたり海水浴に行つたりすると潮風や海水の刺戟でかへつてこれを發生助長するがあるから注意を要する。

△はやり目・表層角膜炎　いろ／＼の微菌が原因となる特別の急性結膜炎であつて、眼全体が赤くなるばかりでなくあとで角膜に細かい潤滑を喪失することがある。視力も悪くなり、却々治らぬ病氣である。早く手當をし、又ズルフオンアミド剤を内服すると結膜炎も早く愈り、表層角膜炎になることも少いやうである。

### ○眼が痛むもの

△塵埃の侵入・つさ目　汽車の窓から極めて小さい石炭粉未が目に入つても痛むのは、角膜に多數の神經が分布してゐる爲であるが、このやうな時目をこすつて傷つけたり、又稻の葉等で突いた輕微な外傷でも、角膜に潰瘍が出来て微生物の爲に廣がると危険である。その他にも蠶食性外傷のやうに角膜全体を犯す場合もあるから、痛みのある時は不注意に放置してはならぬ。

△虹彩毛様炎　虹彩、毛様体等は角膜の向ふにある組織であるが、この炎症の時も疼痛がある。虹彩毛様炎は梅毒、結核、

旨を体し、お互に協力して眼を護つて聖恩に報いる爲の強調日とされてゐる。現在我が國には盲人が六萬八千名に達してゐるが、このうち生れつきの盲人は四一五千に過ぎず、その他止むを得ぬ原因の失明があるとしても、不注意の爲の失明、適期に適當の治療をしなかつた爲の失明が三分の二はあるとされてゐる。

マレーでは眼のことをマタといふが、マタとは中心とか寶石といふ意味を持つてゐて、太陽のことはマタハリといひ、これによつても南洋の人達が眼の重要性を充分自覺してゐることが分る。

大東亜共榮圈を指導すべき日本人に、眼病の者が相當多數にあることは恥づべきであつて、國民は力を費して眼疾の撲滅に努めねばならぬ次第である。いま我が國に多い眼疾の概要を記して縣民視力保持の爲の参考資料とする。

リウマチス其の他いろいろの原因で起るが、経過が悪いと失明する悪性の眼病である。

### ○眼が見えないもの

眼の奥の病氣は痛みはないが見えなくなる。俗にそこひといふのがそれである。病氣の種類によつて一晩のうちに見えなくなるものもあり、一年も二年もかゝつて少しづゝ見えなくなるものもある。ソコヒには種類も多く、治るものも治らぬものもあるから落膽も間違であるが、放任してはならぬ。

△しろそこひ（白内障）瞳孔の後方にある水晶体の濁る病氣であるから、手術して濁つた水晶体をとり出すと治るのであるが、飲み薬や點眼薬、注射薬などでは済りはとれない。適當な時期に信頼の出来る醫者によつて手術すべきである。

この頃は手術の方法も巧になり、消毒法もよくなつてゐるが、それでも千人に一人五百人に一人化膿や炎症を起して失明する場合もあるが、患者が神經質にピク～したりしては結果がよくないから、醫者にまかせ天にまかせ手術して貰ふことが大切である。

△あをそこひ（緑内障）眼球が堅くなつて失明する病氣であつて、頭痛や嘔吐が伴ふため初には眼に気がつかず、内科

にかゝつて時期を失ふ場合もある。緑内障は點眼でおさまるものもあるが、多くは手術が必要である。しかしどれほど適切な方法で手術しても白内障ほど好結果は得難く、困難な病氣である。

△視神經萎縮 視神經が枯れる病氣で、この病に試みられた療法は澤山あるが、一時はよいやうでも大抵失明する。

△色素性網膜炎 ジリ～と视力が悪くなつて信頼出来る療法がない。音質機でいへば乾板かフィルムに相當する網膜が變性して、神經も枯れるものである。

△どり目 ビタミンの不足から來るものであつて、肝油や餌で癒る。

### ○近視

近視の度は眼鏡の度であらはしてゐる。一メートルの焦點距離を持つ眼鏡を一曲光度といひ、四曲光度の眼鏡で丁度よい近視を一曲光度近視、〇・五メートルの焦點距離を持つ眼鏡で丁度よい近視を二曲光度の近視といつて、昔用いられた度の計算に依るものとは違ふのであるが、この三曲光度以下のものを弱度近視といつて國民學校中等學校に多く、近業の影響によるものと認められる。

三曲光度以上六曲光度までを中等度近視といひ、中等學校高等

### ○週報・寫眞週報掲載内容

#### ▲週報

- 戦時下娛樂と移動演劇
- 開始される有線放送
- 戦時下の海員養成
- インド獨立問題

#### ▲寫眞週報

- 米洲から交換船で歸つた人々
- ソロモン海戦ツラギ海峡の夜襲
- 本間將軍に代つて田中新比島方面陸軍最高指揮官着任す
- マレーの俘虜(二)(兵隊さんの書いた小説)
- 強いタイ國を生む次代の母の訓育
- 夏休みを満洲建設に捧げた學生勤労奉仕隊
- 今夏開かれた春護學校の成績は
- 戦地と銃後をかける空飛ぶ往復ハカキー特別軍用航空郵便をうけた銃後の妻と東條總理
- ミシンをかついで廻る隕組巡回修理班(一)東京

◎ 行旅死亡人

一 住所、氏名、年齢等不明首無男屍体壹体

一 死亡別 病死、昭和十七年五月二十三日午前九時三十分

一 死亡ノ場所 岡山市北方六七九市立友樂園

一 其ノ他参考事項ナシ

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

一本籍、住所、氏名、職業、不明

一年 齡 四十歳位

一 死亡別 病死、昭和十七年五月二十三日午前九時三十分

一 死亡ノ場所 岡山市北方六七九市立友樂園

一 其ノ他参考事項ナシ

一 所持品 無シ

一 死体發見月日 昭和十七年六月二十五日

一 死体發見場所 長崎縣西彼杵郡高島村二子東南方五百米ノ沖合

一 死体一致命的損傷ヲ認ム一絲モ纏ハザルニ比較的組織

ノ離脱少損少キ點ヨリ察スルニ惣ラク沖合航行中墜落溺

死漂流セシモノト認ム

死体ハ高島村ニ於テ假埋葬サス

右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

昭和十七年九月四日印刷

島 取 縣 島 取 市 東 町  
發 行 者 島 取 縣  
昭 和 十 七 年 九 月 四 日 癸 巳  
印 刷 所 島 取 縣 行 政 支 所